

説明資料

(サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討)

金融審議会総会
令和6年2月19日

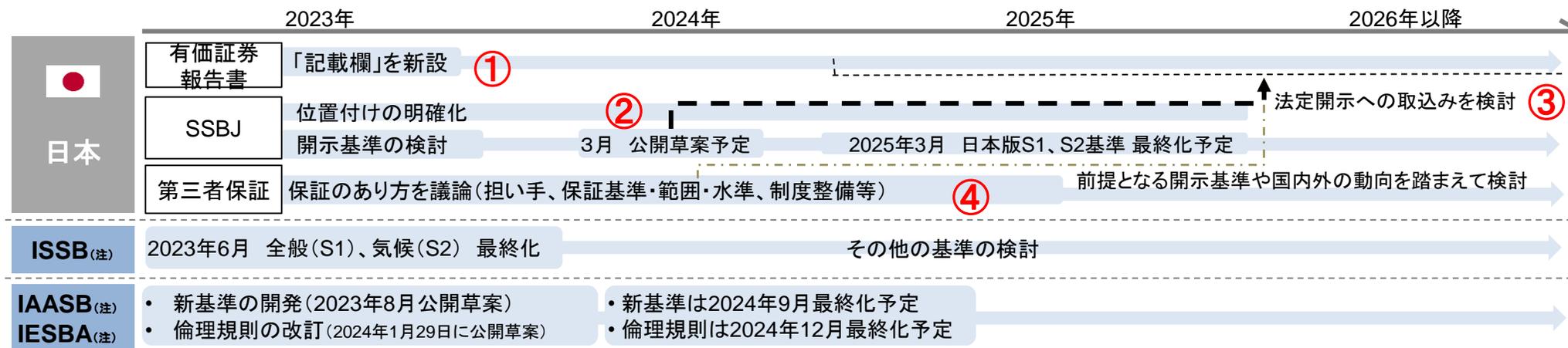
サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ(仮称)の設置

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要・・・①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、昨年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、本年3月に公開草案を公表予定・・・②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる・・・③

(注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要・・・④

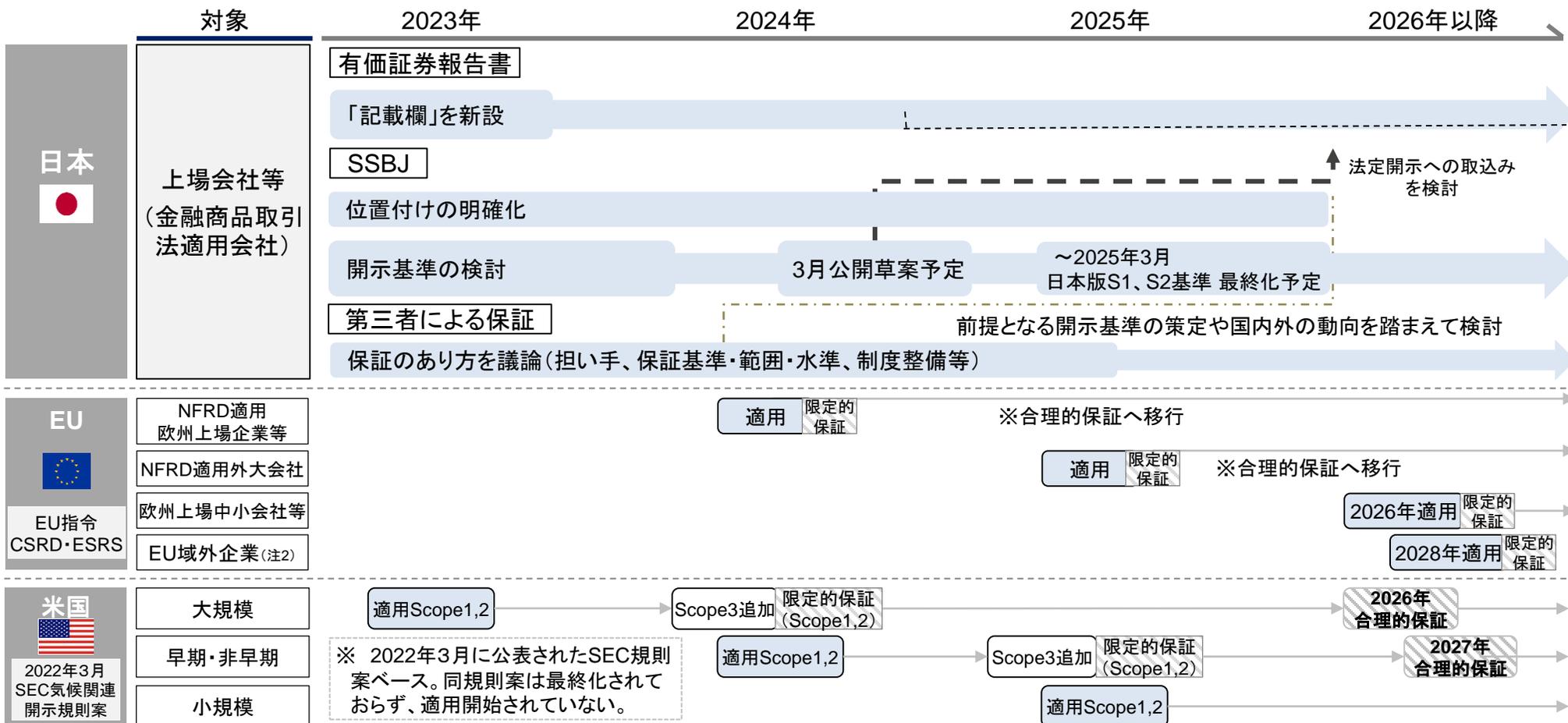
⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ(仮称)を新規に設置して、有識者による議論を開始



(注)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(参考1) サステナビリティ開示・保証に関する日欧米の検討状況

- 欧州では、2024年度から順次サステナビリティ情報の開示を開始し、欧州域外にも2028年度から適用を開始する予定。米国等においても、今後サステナビリティ開示の制度導入が順次進められていく見込み



(注1) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注2) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ

(注3) 英国では、2023年8月にISSB基準に基づいたサステナビリティ開示基準(UK SDS: Sustainability Disclosure Standards)を2024年7月までに最終化することを公表している。

(注4) 米国については、気候関連開示に関する規則案について記載

(注5) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。

II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応

(2) 我が国におけるサステナビリティ開示基準

(略)

国内で検討される開示基準に関し、市場区分や規模等に応じた段階的な対応を検討することが考えられるとの意見があった。一方、これについては、サステナビリティは社会課題に関する事項であり市場区分等に関わらないとの意見(参考)や、ISSBによる基準開発の背景には投資家から国際的な比較可能性を求める声の高まりがあるとの意見があった。このほか、ISSBの基準開発の中で「スケーラビリティ」が検討されていること等を踏まえて検討すべきとの意見もあった。

他方、企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる。

(参考)例えば、「社会課題を考えると上場か非上場かは関係がない」(三瓶委員)、「プライム市場の企業がScope3についての開示をしようとすると、サプライチェーンにおいても、それなりのScope1、Scope2の実際の計算が行われていなければ、信頼できるScope3の開示にはならない」(小林委員)といった意見があった(2022年11月2日開催 第2回ディスクロージャーWG)。